

広島市規則第9号

令和8年3月11日

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年広島市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の9」を「100分の8」に改め、同条第2項中「100分の210」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。